

グレートブリテン(GB)検査証明書(COI) 注釈

- 「1」欄: 第三国における認証機関或いは監督官庁の名前、住所及びコード番号。その認証機関は「4」欄から「8」欄にもすべて記入する。
- 「2」欄: この欄はどの規則がこの輸入に関連するかを示す。
欧州委員会規則(EC) No 834/2007:
・第33条(2)項: その製品が別表III(同等性第三国)に基づき輸入されることを確認する。
・第33条(3)項: その製品が第三国において**GB規則**と同等であると認証され、別表IVに記載されている認証機関により認証されていることを確認する。
- チェックを入れるべき記入欄はその輸入品が別表 III に記載されている第三国からのものであるか、或いは、その製品の原産国である第三国において活動が許可され別表 IV に記載されている認証機関により認証されているのかによる。
- 「3」欄: 証明書の通し番号で、これは電子システムが自動的に採番できるようになるまで第三国の認証機関により振り当てられる必要がある。論理的な通し番号が与えられ、それが委託貨物に固有であることを確保するために次の形式を勧める。”COI.【認証機関コード】.nnnnn” 認証機関コードは固有であるので他の認証機関と重複する可能性はない。
- 「4」欄: 「8」欄に記載されている国から製品を輸出する事業者の名前及び住所。輸出業者は調製のための最終作業を行い、適切な梱包或いは容器に製品を封印する事業者である。
- 「5」欄: 「7」欄に記載されている第三国において、その製品を生産或いは加工した事業者。
- 「6」欄: その製品の生産或いは加工が、「7」欄に記載されている国における有機生産規則を遵守しているかを監視する監督機関或いは監督官庁。
- 「7」欄: 原産国とはその製品が生産・育成或いは加工された国を意味する。
- 「8」欄: 輸出国とは、その製品の調製のための最終作業が行われ適切な梱包或いは容器に封印がなされた国を意味する。
- 「9」欄: 通関国はグレートブリテン(GB)を意味する。入国地点は自由流通のための引き渡し地点である。
- 「10」欄: 仕向国はグレートブリテン(GB)となる。
- 「11」欄: 輸入者の名前、住所及び事業者登録識別番号(EORI)
- 「12」欄: グレートブリテンにおける委託貨物の第1荷受人の名前及び住所。第1荷受人とは、委託貨物が引き渡され更なる調製・市場流通のための取り扱いがなされる場合の自然人或いは法人を意味する。第1荷受人は「21」欄にも記入しなければならない。
- 「13」欄: 当該製品の合同関税品目分類表(可能であれば8桁レベル)、商標名、梱包数(箱、段ボール箱、袋、バケツ等の数)、ロット番号及び正味重量を含む製品説明。
- 「14」欄: 任意

「15」欄: 任意

「16」欄: 適切な単位で表示された総重量(正味質量のキログラム、リットル等)

「17」欄: 入国地点へ到達する運送手段。

運送方式:航空機、船舶、鉄道、道路運送車両、その他。

運送手段の識別:

航空機であればフライト番号を表示

船舶であれば船名を表示

鉄道であれば列車識別(ID)及び車両番号を表示

道路運送であれば登録ナンバープレート(該当する場合はトレーラーのナンバープレート付き)を表示

フェリーの場合は道路運送車両及び予定されているフェリーの識別(ID)と共に船舶及び道路運送車両を表示

「18」欄: この証明書を発行する監督機関或いは認証機関の申告。

COIの署名と印は電子的でも良いものとする。

「19」欄: 監督官庁或いは輸入者によって記入されなければならない。

「20」欄: 該当する場合は、事情によっては調製或いはオペレーション分割の前に、また委託貨物の検証の際に、監督官庁によって全て記入されなければならない。

「21」欄: 検査が完了したら、製品受領の際に第1荷受人によって記入されなければならない。